

税金

町税の納め忘れはありませんか？

納期を過ぎた町税（町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の納め忘れはありませんか。

今一度、納付状況を確認のうえ、納め忘れがある場合は至急納付してください。

なお、特別な事情により一度に納付することが困難な場合は、ご相談ください。

※納付書を紛失した場合は再発行しますので、担当係までご連絡ください。

町税管理課収納係



表彰

全国社会福祉協議会会長表彰受賞

このほど永年にわたる民生児童委員活動の功績が認められ、中島克弥氏が全国社会福祉協議会会長表彰を受賞されました。

中島氏は、23年間民生児童委員を務め、平成25年からは会長を務めるなど地域福祉の向上に尽力されています。



↑表彰状を手にする中島氏

受賞のお喜びを申し上げるともに、今後のご活躍をご祈念いたします。

その他

相続に関するルールが変わります

昨年7月に、相続法の見直しを内容とする「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と、法務局において遺言書を保管するサービスを行うことなどを内容とする「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立しました。

①配偶者居住権の創設（2020年4月1日施行）
配偶者が相続開始時に被相続人

働き方改革関連法のお知らせ

厚生労働省では、31年4月1日から施行される働き方改革関連法に対応した36（サブブロック）協定などのリーフレットを作成しています。詳しくは厚生労働省または北海道労働局ホームページをご覧ください。

また、各労働基準監督署労働時間相談・支援コーナーで働き方改革への取り組みをはじめとした相談を受け付けていますので、ご利用ください。

厚生労働省ホームページ

「働き方改革」の実現に向けて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_unitsite/bunya/0000148322.html

町産業振興課商工観光係

Jアラートの情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した情報伝達試験を行います。

本試験は、全国一斉に実施され、国から送られてくる緊急情報が正しく伝達されているかを確認するための試験です。

試験日時 2月20日（水） 11時頃

放送内容 町内設置の防災行政無線から次のように放送されます。

「ピンポンパン（チャイム音）」
「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返し）

「Jアラートは、防災おうちです」（ピンポンパン（チャイム音））

町住民生活課住民活動係

第6期総合計画前期実施計画 ローリング（見直し作業）を実施！

第6期雄武町総合計画は、平成30年度から39年度までの10カ年を期間とする「基本構想」と、基本構想をもとに前期と後期の5カ年ごとに策定する「基本計画」、基本計画推進に向けた事業を定める「実施計画」、財源を健全に確保する「財政計画」の4層構造となっています。このうち「実施計画」は、各年度の予算編成における基本指針となるもので、社会情勢の変化や時代のニーズに対応するべく、毎年度、ローリング（見直し作業）を行っています。見直し後の「前期実施計画書」に登載されたすべての事業は、町ホームページと役場財務企画課窓口で公開しています。

町ホームページ

http://www.town.oumu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00004749.html

町財務企画課企画調整係

冬の生活支援を行っています！

昨年の広報おうむ11月号でお知らせしていますが、町では、高齢者などの冬の生活支援事業として、対象世帯に15,000円分の助成券を交付しています。該当となる世帯でまだ申請されていない世帯につきましては、お早めに申請願います。

●対象世帯

本年度町民税非課税世帯で、30年11月1日現在、雄武町に住居登録があり、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯・福祉施設等入所者世帯・医療機関入院世帯は除く）

- ・70歳以上のみの高齢者世帯
- ・障害者手帳（身障1～2級・療育A判定・精神1級）を持っている人がいる世帯
- ・ひとり親世帯

●助成額

15,000円分の助成券（1,000円×15枚）

●助成券で購入できる品目

灯油、石炭、まき、暖房器具、冬用衣料、防寒具

●受付終了日

平成31年2月28日（木）※土、日、祝日は除く

●受付場所・問い合わせ

役場庁舎別館 保健福祉課社会福祉係



31年度若草保育所入所申し込み

新規に入所を希望する乳幼児だけでなく、現在も入所し、4月以降も引き続き入所を希望する乳幼児も再度、申し込みが必要になります。

申込期間 2月7日（木）～26日（火）

入所の基準

町内に住む、生後6か月から小学校入学前の乳幼児で、仕事や出産、病気や障がい、介護などの理由で家庭での保育ができない場合に限りです。

※3歳以上の幼児は、保護者の就労状況などに関わらず「短時間保育」として入所することができます。

提出書類

・入所申込書 2月7日（木）から保育

詳しくは、総務省のホームページなどのほか、役場窓口を設置してありますパンフレットをご覧ください。

遊漁船業務主任者講習の開催

遊漁船業務を行う場合は、各遊漁船に遊漁船業務主任者を乗船させなければなりません。

遊漁船業務主任者になるためには、講習を受ける必要があります。オホーツク総合振興局管内の講習の開催は次のとおりとなっています。

日時 3月9日（土） 13時

場所 紋別市民会館

受講を希望される人は、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会北海道事務所へ電話にてご連絡ください。

町一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会 北海道事務所
☎0134・32・5123

雄武町職員人事

1月1日付人事異動※（内は前職）
▼総務課庶務係主査兼職員厚生係主査 池田 俊隆
（総務課付主査）

所で配付しています。

・保育が必要な理由を証明するもの
就労証明書など

・30年1月2日以降に転入された人は、前住地で発行する「平成30年度住民税課税証明書」の写し
※入所申込書に個人番号の記載と提出時に本人確認が必要となります。

問い合わせ・申込書提出先

若草保育所児童保育係
☎84・2326